

○ 福祉用具及び住宅改修について

1. 福祉用具専門相談員指定講習について

- 福祉用具専門相談員指定講習については、平成18年4月1日より、事業所の所在地を管轄する都道府県において、事業所ごとに指定することとされました。当該事務移管に伴い、指定申請の手続き等については、当分の間、従来の国の定める指定要綱において実施することも可能とされておりますが、その手続き及び要件等を各都道府県の判断に委ねることとされた趣旨を踏まえると、国の定める政省令等に基づき、各都道府県が地域の実情に合わせた実施要綱を作成することが望ましいものと考えております。
- また、厚生労働省では、来年度当初に、今年度の事業者数、受講者数の把握、実施要綱に関する情報収集を予定しておりますので、その準備方よろしくをお願いします。

2. 住宅改修の適正な運用について

- 介護保険における住宅改修については、平成18年4月1日より、事前申請制度の導入を行ったところです。制度導入後は、従来の事後申請であれば対処が困難であった悪質な事業者による（保険給付として適当でない）住宅改修の防止や利用者の身体の状態からは適当ではない住宅改修の防止も可能となったところです。
- したがって、都道府県においては、「利用者保護」の観点から、引き続き、（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおけるリフォーム相談窓口の活用や利用者への幅広い情報提供を図るなど、その適切な対応をお願いします。